

条 文	解 説
<p>(他自治体住民との連携) 第 50 条 市民及び市は、市外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】 まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(地域コミュニティ推進課) ■この条文に特化した取り組みはないが、51 条、52 条関連や各施策・政策を進める際に行われている。 また、生駒市自治連合会と奈良市自治連合会との情報交換を行い、連携を進めている。 具体的には、県主催の市民自治協議会関連の研修に奈良市と生駒市にて参加し、相互の情報交換や課題解決の方策を検討している。</p> <p>(地域コミュニティ推進課) ■友好都市の締結 ・奈良県上北山村 (H2～) ・福井県敦賀市 (R3～) 友好都市との様々な分野における市民主体の自発的な交流の活性化による「協働のまちづくり」の基盤の醸成を目的に、「友好都市交流事業補助金」を市民に交付している。</p> <p>(地域コミュニティ推進課) ■観光物産交流友好都市の締結 ・兵庫県南あわじ市 (R3～)</p> <p>(SDGs 推進課) ■令和 2 年 3 月、民間事業者等との対話を通じ相互理解を深めて連携することで、協創による地域課題解決や公共サービスの新たな価値創出を目指す「生駒市協創対話窓口」を設置し、公民連携を推進している。 民間事業者等からの提案件数は、令和 3 年度 9 件（事業化 1 割）、令和 4 年度 22 件（事業化 3 割）と、着実に伸びている。</p>	<p>(地域コミュニティ推進課) ・市民・市ともより一層条文の規定どおり進めていく必要がある。</p> <p>(地域コミュニティ推進課) ・形骸化しないように様々な分野で交流していく必要がある。</p> <p>(SDGs 推進課) ・事業者から積極的かつ効果的な提案が得られるよう行政課題やニーズに関する情報発信を継続していく必要がある。</p>				<p>特になし</p>	<p>・条文の書きぶりでは「他自治体住民」「市外の人々」となっています。「人々」の言葉の定義がされていないのですが、団体や機関は含まれるかどうか意見が分かれるところだと思います。すでに取り組んでおられる事業は、団体同士の交流や事業者ら、住民（個人）以外の主体との交流も含まれているので、この際、「住民や団体」など対象を広げる表現に直した方がいいでしょう。そうすれば、解説文に、大学や専門機関との連携なども盛り込めます。</p> <p>・SDGs 連携課の「生駒市協創対話窓口」はとてもユニークな取組だと思いますが、8 章に含める内容でしょうか？（5 章か 7 章でもいいような気が…）また「公民連携」という言葉はほかにどこかに出てきますか？</p> <p>・主な取り組み状況について、具体的にどのような課題が連携によって解決の方向に向かっていくのかをお示しいただきたい</p> <p>・SNS 等を利用した、他自治体との間での情報交換の仕組み（自治体職員限定のもの、市民にもオープンなもの）の整備状況、ニーズがあった場合の対応状況は十分でしょうか。</p> <p>・自治連合会における市外研修だけでなく、公共交通、防災、助け合いなど、様々な分野における課題について、先進的な取り組みを展開している自治体と交流の機会をもつことが大切。講演会や視察など。</p> <p>(地域コミュニティ推進課) ・市外研修実績は。</p>

第8章

条 文	解 説
<p>(近隣自治体との連携) 第51条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>【解説】 市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。生駒市では、「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県後期高齢者医療広域連合」などの一部事務組合等に加入しているのをはじめ、近隣自治体間で災害時における相互応援協定の締結や第二阪奈有料道路での事故等に対応するため「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」を締結しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(防災安全課) ■災害時相互応援協定の締結 近隣の6市（八幡市、京田辺市、交野市、寝屋川市、枚方市）や隣接2市（大東市、四條畷市）間での災害相互応援協定を締結している。また、全国青年市長会災害相互応援協定など近隣市町村だけでは対応できない場合に備え、遠方の自治体とも協定を締結している</p> <p>(地域コミュニティ推進課) ■小規模多機能自治推進ネットワーク会議(近畿ブロック)への加盟 小規模多機能自治(本市においては市民自治協議会の活動)の推進及び諸課題の解決に寄与することを目的とし、近隣市町村等との相互の情報交換や意見交換、勉強会等への参加を行っている。</p> <p>(環境保全課) ■生活排水対策の実施 竜田川流域3市町（生駒市・平群町・斑鳩町）で竜田川流域生活排水対策推進会議を構成し、廃食用油の回収作業を共同で実施する等、竜田川の生活排水対策の調査、市民への啓発を連携し行っている。</p> <p>(環境保全課) ■東大阪ブロック・京阪奈北ごみ減量推進会議（枚方市、寝屋川市、交野市、門真市、四條畷市、守口市、大東市、東大阪市、八幡市、京田辺市）を実施している。 ごみ減量を目的として、他市町間の情報交換及び共有を図る。</p>	<p>(防災安全課) ・南海トラフ巨大地震等大規模災害時は近隣市町村も被災し、応援が期待できない可能性がある。</p> <p>(環境保全課) ・効果的な啓発活動等のさらに積極的な取組が必要。</p> <p>(環境保全課) ・3Rの推進及び災害廃棄物の処理の対応等、自治体間の情報共有を深めていく必要がある。</p>		<p>1 生駒で起こる災害の想定があまりされていないように思えます。また、場合によっては、災害時に近隣自治体に避難する方が安全ということも考えられます。そのような時に、近隣自治体と協定などができているか確認が必要だと考えます。</p> <p>2 コミュニティ単位で行われる防災訓練において、障がい者受入訓練や男女共同参画の視点をとおいた訓練、また、地域の防災士との連携などが必要であると考えます。</p>	<p>(防災安全課) 1 国の基本計画や最新の知見、新規施策等を基に生駒市地域防災計画を毎年見直し、生駒市で起こりうる災害への対応の強化・充実を図っております。また、本市は現在、奈良県内市町村、大東市、四條畷市と災害時の避難者受入れについての協定を締結し、対策を講じております。災害時は協定に基づき、市民の方の近隣自治体への避難に関して対応していきたいと考えております。</p> <p>(防災安全課) 2 令和3年度生駒市総合防災訓練において、地域主体で避難所受け入れ・運営訓練を実施し、一部の地域では、障がい者の方の受け入れを想定した訓練も実施していただきました。また、地域の防災士(市の防災リーダー制度登録者)の方にも地域訓練に参画いただくなど、連携を深めていますが、まだまだ不十分であるため、促進していきたいと考えております。</p>	<p>(消防警防課) 条文解説の「……第二阪奈有料道路での事故等に対応するため「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」を締結しています。」について、前段の「近隣自治体間で災害時における相互応援協定」に含まれるものであり、簡潔にするため削除願いたい。</p>	<p>・意見2における防災訓練の記述はコミュニティ単位での訓練についての意見なので、ここ（広域連携）ではなく人権（男女共同参画やインクルーシブ防災）か、専門家との連携（市民の責務）の方がしっくりきますね。</p> <p>・関西広域連合に奈良県が全面加入したことで、生駒市になにか影響はありますか？ 例えば今回の能登地震の対口支援には参加していますか？</p> <p>(環境保全課) ・海洋ごみについて対策には河川からの流出抑制が必要と言われています。大阪湾に流入する海ごみについて、生駒市の取り組みがあれば教えてください。また流域間の連携は行われていますか？ それに市民が関わる事例はありますか？</p>

<p>(環境保全課) ■平群町との衛生施設の相互利用 平成26年11月に締結した生駒市と平群町との相互連携に関する協定書に基づき、衛生施設のエコパーク21と平群野菊の里斎場(火葬棟)の相互利用に関し、覚書を締結している。</p> <p>(商工観光課) ■公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構の「新産業創出交流センター事業」の運営に 参画し、京都府、大阪府、奈良県、京田辺市、木津川市、精華町、奈良市、公益財団法人関西経済連合会等と連携し、関西文化学術研究都市内の企業誘致、先端大を中心としたクラスターの活性化、企業立地のための情報発信や情報収集等に関する事業を連携協力して実施している。 具体的には、京田辺市、木津川市、精華町、奈良市と共同で中小企業総合展などの展示会に出展し、企業誘致活動を実施している。</p> <p>(商工観光課) ■公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 新産業創出交流センター、精華町、京田辺市、木津川市、本市、各市町商工会議所とともにそれぞれ地区内の企業が集まり企業間の交流を深め、企業間取引を促進することを目的に企業間交流会「業コン」を実施。</p> <p>(農林課) ■生駒市、平群町、三郷町で信貴生駒山系鳥獣 被害防止対策協議会を設立し、野生鳥獣による被害防止対策の充実、強化を図るとともに、関係機関の連携の下、総合的な被害防止体系を確立し、農林業の被害軽減等に努めている。</p> <p>(生活支援課) ■就労準備支援事業 直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、生活習慣の形成から事業所での就労体験まで、就労に向けた準備の基礎能力の形成を支援する。(生活困窮者自立支援法に基づく任意</p>	<p>(商工観光課) 近隣自治体間で地理的条件やインフラ整備等が違うため、企業誘致の姿勢に温度差がある。 奈良県と京都府がどのように連携して、企業誘致施策を実施していくかが課題である。</p> <p>(商工観光課) 新型コロナウイルスの影響で展示会が中止となるなど、共同出展や情報共有の機会が減少している。「業コン」についても令和2年度以降開催されていない。</p> <p>(農林課) ・情報交換の場として年1回の総会しかなく、鳥獣の被害状況等の情勢に応じた対策を講じるため、密な連携体制の構築が課題である。</p>					
--	--	--	--	--	--	--

<p>事業) 本市単独では十分な対象者数の確保や受入事業所等の地域資源の開発等に課題があり実施困難なため、奈良県・県下各市(奈良市を除く。)で協定を締結し、共同で事業を実施。 (令和2年度から生活困窮者の利便性向上のため広域実施から単独実施へ変更)</p> <p>(図書館) ■平成27年度から、「生駒市と平群町との相互連携に関する協議書」の締結により、生駒市図書館と平群町立図書館の相互利用を行っている。</p> <p>(消防警防課) ■消防通信指令業務の共同運用 平成28年4月から奈良市と生駒市による連携・協力を図るため「奈良市・生駒市消防指令センター」を開設し、共同運用を行っている。 平成30年4月に両市の市境における出動計画を見直し、火災等の災害時には、両市から出動することに変更した。</p> <p>(消防警防課) ■災害時消防相互応援協定の締結 平成31年4月に枚方市・枚方寝屋川消防組合と消防相互応援協定を締結した。これにより隣接する8消防(局)本部との締結が完了した。</p> <p>(スポーツ振興課) ■平群町との体育施設の相互利用 生駒市及び平群町の設置する体育施設の相互利用を行うことにより、市民の健康の保持促進を図る。 ・生駒市の相互利用施設 TAC井出山スポーツパーク、むかいやま公園 体育施設 ・平群町の相互利用施設 平群町総合スポーツセンター等</p>						
---	--	--	--	--	--	--

第8章

条 文	解 説
<p>(広域連携)</p> <p>第52条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>第51条の近隣自治体との連携に加えて、自治体間での共通課題や環境問題、交通問題のように広範囲に及ぶ課題については、単独の自治体だけでは対応しきれないことから、市民参画を得ながら、関係自治体をはじめ、県や国とも対等の立場で連携しながら協力して解決すべきことを定めています。生駒市では、廃棄物の広域処理等に関する大阪湾フェニックス計画をはじめ、水質改善、再生等を目指す大和川水環境協議会及び竜田川流域生活排水対策推進会議に参画しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(SDGs 推進課)</p> <p>■環境モデル都市（H26選定）、SDGs 未来都市（R元選定）、ゼロカーボンシティ宣言都市（R元宣言）及び脱炭素先行地域選定都市（R5選定）として、国主導の連絡会議等を通じた全国的なネットワークを活用し、情報交換・連携を図っている。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>■「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」の締結</p> <p>(環境保全課)</p> <p>■廃棄物の広域処理等に関する大阪湾フェニックス計画</p> <p>(環境保全課)</p> <p>■災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定 ①主体 奈良県都市清掃協議会 ②締結団体 12市+香芝・王寺環境施設組合 ③締結年月日 平成18年8月28日 不測の事態等ごみの適正処理が困難となった際、相互に応援</p> <p>(環境保全課)</p> <p>■奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書 ①主体 奈良県 ②締結団体 奈良県+県内市町村+県内一部事務組合 ③締結年月日 平成24年8月1日 支援要請 地震・豪雨等による大規模災害発生時等</p> <p>(環境保全課)</p>	<p>(環境保全課)</p> <p>・各市町村の施設能力等を把握し有事に備える。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>・焼却灰を埋め立てしている事業である。埋立量を減らすため、生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に沿って燃えるごみの減量を目指す。</p>				<p>特になし</p>	<p>・この条文で「市民参画を進めながら」とあるのは、どういう意図でしょうか？ 51条では入っていないので、なぜ52条にあるのか分かりません。生駒市内の課題について生駒市民の参画を進めることはほかの条文で散々出てきています。広域連携の条文に入っていると、共通する地域課題について、ほかの自治体の市民の参画を生駒市が進めるのか？と捉える人も出てくるかもしれませんが…。</p> <p>・生駒山を挟む近隣自治体との連携は商工観光の視点からも重要と考える。</p> <p>・(広域連携)の条文に「市民参画を勧めながら」とありますが、取り組み事例全般において市民の関わり方がわかりにくいです。 例えば、災害時の廃棄物広域処理にどのように市民参画の場面があるのでしょうか？</p>

<p>■災害時における一般廃棄物（可燃ごみ）処理に関する相互支援協定</p> <p>①主体 生駒市、四條畷市、交野市、四條畷市 交野市清掃施設組合</p> <p>②締結団体 生駒市、四條畷市、交野市、四條畷市 交野市清掃施設組合</p> <p>③締結年月日 平成31年4月5日 不測の事態等ごみの適正処理が困難となった際、相互に支援</p> <p>（環境保全課）</p> <p>■警察署使用不能時における施設使用に関する協定 ①主体 生駒市、生駒警察 ②締結年月日 平成24年10月10日 警察署使用不能時にエコパーク21を使用</p> <p>（商工観光課）</p> <p>■奈良市、平群町、王寺町、名古屋市など他自治体のイベントに参加し、観光のほか地場産業や地元商店などのPRを実施。</p> <p>（収税課）</p> <p>■奈良県との協働徴収 平成26年度から奈良県職員を本市に派遣してもらい、市職員と一体となって徴収業務を行っている。</p> <p>（障がい福祉課）</p> <p>■障がい者や介護を必要とする高齢者などの移動制約者を対象に、NPOなどの非営利法人が自家用自動車を使用して通院・通所などのために有償で行うサービスである福祉有償運送の必要性や適正な運営のために、奈良市・大和郡山市と協議する北和地区福祉有償運送共同運営協議会に参加している。</p> <p>（上下水道部総務課）</p> <p>■R7.4から奈良県下26団体が事業統合を行う予定（県域水道一体化）。 R5.4に奈良県広域水道企業団設立準備協議会（法定協議会）に参加し、R6年度の企業団設立、R7.4からの事業統合に向けて関係団体等と協議・検討、調整を進めている。</p>	<p>（商工観光課）</p> <p>・市外県外でのPRが充分とは言えず、費用対効果を見ながら新たな機会の開拓が必要。</p>					
--	--	--	--	--	--	--

第8章

条 文	解 説
<p>(国際交流及び多文化共生)</p> <p>第53条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力に努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>日常生活におけるさまざまな分野で国際交流、協力を努めるとともに、市民が、ともに地域に暮らす住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進することを定めています。生駒市では、国際化基本指針などを策定し、それらに基づく事業及び施策を展開しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(人権施策課)</p> <p>■国際化ボランティア事業(H25年度)</p> <p>市民と外国人が交流を深め、理解しあうことで、「多文化共生」社会づくりを推進することを目的。</p> <p>33名(令和5年10月現在)</p> <p>外国籍市民が市の行政サービスを利用するにあたっての通訳、市が作成する外国人向け文章の翻訳、災害時における通訳、翻訳の支援等を行う。</p> <p>翻訳アプリ等の普及により窓口対応の要請はほとんどないが、令和4年度から開催している国際交流イベントに通訳ボランティアとして参加してもらうなど、活動機会が増えるよう工夫している。</p> <p>(人権施策課)</p> <p>■日本語教室</p> <p>市内に生活基盤を持ち、日本語に不自由している外国人等を対象に、基礎的な日本語学習及び地域住民との交流の場として実施(はばたき教室・図書会館教室)。</p> <p>令和2~4年度の3年間はコロナ禍による感染拡大防止対策のため休講しており、令和5年9月から再開した。再開にあたり、2教室とも夜間開催であったものを、1教室は休日の日中開催に変え、多様な生活環境にある人たちの利便性向上に努めた。</p> <p>(人権施策課)</p> <p>■国際交流事業</p> <p>国際交流の集い「わいわいワールド」は、令和2・3年度はコロナ禍により事業を中止していたが、令和4年度に「いこま国際 Friendship</p>	<p>(人権施策課)</p> <p>翻訳アプリ等の技術発達・普及により、即時は機械通訳・翻訳で対応できるようになってきている。二次対応として、込み入った相談対応や人の目による校正が必要な場合はボランティアに依頼することがあるが減多に機会がなく、今後、国際交流イベント等の中でボランティアが活動できる機会を増やしていきたいと考える。</p> <p>(人権施策課)</p> <p>担当スタッフの人員不足により、希望者は多いが教室を拡充することが難しい。これ以上拡充する場合は民間委託を検討する必要がある。</p> <p>(人権施策課)</p> <p>人権施策課だけではハンドリングが困難なほど多種多様な大規模イベントになりつつあり、庁内の横断的な</p>		<p>1 特定技能実習生などが増えています。行政だけでは対応しきれないと思うので、大学などと連携して対応していく必要があると考えます。</p>	<p>(人権施策課)</p> <p>令和3年度に本市と奈良先端大が包括連携協定を締結し、その中で地域交流部会の活動として、国際交流事業をはじめとする文化・交流事業等の共同で企画・実施していきます。</p> <p>具体的には、令和4年度から開催している「いこま国際 Friendship フェスタ」や、日本語教室の運営面で協力連携しています。本年9月から再開した日本語教室では、市民ボランティアの協力により、先端大の留学生や工業団地の技能実習生が日本語を学んでいます。今後は、市内での技能実習生の受入状況を把握するための商工会議所等と連携した事業所調査や、市民懇話会の実施等による地域課題やニーズ把握などに取組みたいと考えております。</p>	<p>特になし</p>	<p>・生駒市の外国人人口割合は奈良県で2位で、近年、増えていると聞きましたが、どんな方が増えて、どんなニーズが生じ、どんな施策が打たれているのでしょうか？</p> <p>・上記と関連しますが、NPO等と連携して外国人コミュニティや母語教育をする予定などはないのでしょうか？防災面での対策はありますか？</p> <p>・第4条のコメントでも書きましたが、多言語表示ややさしい日本語普及の取組は、とても大事だと思います。「ボランティア」頼みでいいのかどうか(他市では当事者コミュニティビジネスの団体に事業として委託している)、市のお考えを聞いてみたい気もします。</p>

<p>フェスタ」としてリニューアルし、生駒駅周辺を会場として、奈良先端大やいこま国際交流協会・市民ボランティア等と協力し、世代や国籍を問わず多くの市民が気軽に交流できる参加型体験イベントを開催した。今後も継続的に開催する予定。</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>■ユニバーサルキャンプ in 生駒 年齢、性別、障がいの有無、国籍や文化なあらゆる枠を超えた人々が参加できる2泊3日のキャンプで、ダイバーシティ(多様性)、ボランティア精神、他者への思いやりを学ぶ場を提供することで、「みんなが一緒にいきいきと暮らせる社会とまちづくり」の実現を目指す。また、キャンプという非日常の中で多少の不便を味わいながら、お互いが出来ることと出来ないことに気づき、対等な関係でサポートしあう経験を積むことで、自立・自律を目指し、絆づくりと活力あるコミュニティの形成につなげることを目的とした交流イベントとして平成27年度から実施した。</p> <p>(図書館)</p> <p>■英語絵本の会や奈良先端科学技術大学院大学との共催による留学生と子どもたちとの交流の場を設けるイベントなどを行っている。</p>	<p>連携体制の検討が必要と考える。</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>・H27～R1まで継続してきたが、コロナ禍により宿泊行事の開催は困難と判断し、R2以降は見合わせている。多文化共生に関して庁内他課で実施している事業との連携やキャンプ以外の手法など、今後の事業のあり方を検討する必要がある。</p>					
--	--	--	--	--	--	--